

公証役場 公証人に聞いた

公正証書の作り方 (養育費分)

こども未来部

子育て給付課

令和4年（2022年）7月

公正証書とは、
簡単に言えば「契約書」です。

何のために作るの？

- ① 証明力 👉 契約成立の証明
- ② 強制執行 👉 養育費が支払われなくなった時、裁判所を通して強制執行
する際に必要
- ③ 紛失、破損、改ざん防止 👉 原本を公証役場で保管・写しを双方が保管

いつ、作ればいいのか？

離婚の前でも後でも可。

ただし、離婚届を提出する半年以上前に作成するのはお勧めできません。
(公正証書を作成した後 長期間経過すると、気持ちが変わることがあるため)

誰が作るの？

法務大臣から任命された**公証人**が作成します。

身分は特殊な公務員。

法律の実務経験を30年以上積んだ法律の専門家です。

全国で約500人。

どこで作るの？

公証役場で作ります。

所在場所：大阪に11か所（下記URL参照）

業務時間：平日 各公証役場にお問い合わせください
土日祝 休み

管 轄：なし。全国どこでも作成できます。

公証役場に行けない場合は？

- ・代理人による囑託：事前に公証役場と相談

☆日本公証人連合会 URL <http://www.koshonin.gr.jp>

☎ 03-3502-8050



必要書類は？

☆戸籍謄本

☆本人確認書類 ①又は②

①印鑑登録証明書と実印

②運転免許証、マイナンバーカード等の写真付の公的身分証明書

【不動産の財産分与等がある場合】

登記事項証明書・固定資産税納税通知書等評価額のわかるもの

【その他財産分与の対象となる財産がある場合】

その財産を特定して記載するための資料（通帳の口座番号等の写し、車検証
保険証券、証券会社からの株式、投資信託等に関する通知等）

【年金分割する場合】

年金手帳の写し

作成の流れは？

- ①相談（公証役場）
 - ☞事前に父母が話し合い、原稿を持参するとスムーズ
- ②必要書類の提出
- ③公証人による公正証書案（原稿）の作成
 - ☞持参した原稿や聞き取りをもとに作成
- ④嘱託人（依頼者）による公正証書案の検討
 - ☞作成された原稿をチェック
- ⑤公証人による公正証書案の修正⇒完成
 - ☞チェック後、修正
- ⑥公正証書作成（公証役場）
 - ☞双方が立ち合い、確認して完成
- ⑦写しの交付など
 - ☞完成した公正証書の写し（正本・謄本）を依頼者双方に渡します。申出があれば強制執行に必要な謄本の送達をします。

家庭により取り決める内容は様々であり、
以下の項目は参考としてご覧ください。

何を決めればいいのか？ (1)

【養育費】 ※子の監護に要する費用

・ 期間と金額

「いつから」 (例) 「〇年〇月〇日から」「離婚成立の日の属する月から」

「いつまで」 (例) 「〇年〇月まで」「満〇歳に達する日の属する月まで」
「満〇歳に達した後に最初に到来する3月まで」

「幾らずつ」 (例) 「毎月〇円を□□の口座に振り込む」

・ 特別費用 (毎月の養育費で賄えないもの・病気、けが、進学等による費用)

予測できないため、該当する状況になった時にどうするかを決めておく。(協議して決める・負担割合を決めておく等)

・ 学費

・ 事情変更

収入の増減・失職・再婚・養子縁組等の場合については、「養育費の増減について協議する」が一般的。

・ 養育費不請求の合意 父母の間の合意であり、子が扶養料の請求をすることはできる。

・ 生命保険の受取人変更

受取人を配偶者から子に変更・養育費を払い終わるまでは解約しない等

何を決めればいいのか？ (2)

【面会交流】 ※状況に合わせて決める

- ☆「月に〇回、具体的には父母が相談して決める」
- ☆詳細に決める

【財産分与】

・不動産等を財産分与

住宅ローンの支払いを誰がするか、どのような方法で支払うか。

・退職金の財産分与

支払い時期は？ 金額の算定は？ 話し合いで決まらない場合は弁護士等に相談

・学資保険

離婚後の支払いは誰が？ 満期保険金の受取りは？ 契約者の変更？（保険会社に事前に相談すると良い）

【慰謝料】

本来は一括で支払うもの

【年金分割】

①公正証書に定める方法

②年金分割合意書を作成し、公証人の認証（二人で作成した証明）を受ける方法

※夫と妻と一緒に年金事務所に行けば①②がなくても手続きできます。

何を決めればいいのか？ (3)

【強制執行受諾条項】

養育費の支払いが滞った等、取り決めた約束を守らない時は強制執行しても構いませんという同意。

※豊中市公正証書等作成促進補助金はこの条項が記載されている公正証書が対象です。

【通知義務】

住所・電話番号・勤務先等を変更した場合は、相手に知らせる方法を記載することもあります。

(養育費の支払いが滞った時、調停等のため。面会交流を続けるため。)

【清算条項】

「この件に関しては全て終わりです。」「これ以外に相手に請求しません。」

(この条項があると、公正証書に書かれていないことは請求できません。)

費用は？

【手数料】

- ① 養育費分 (最大10年分の金額に対応)

月〇円×12か月×□年(10年まで) = △△円⇒手数料表の金額

- ② 財産分与と慰謝料分

財産の評価額 + 慰謝料 = ▽▽円⇒手数料表の金額

- ③ 年金分割分

11,000円

- ④ 用紙代 1ページ約250円×総ページ数(3通作成)

- ⑤ 謄本送達の手数料

交付送達 1通 1,650円

特別送達 1通 通常2,600円弱

目的の価額	～100万円 まで	～200万円 まで	～500万円 まで	～1000万 円まで	～3000万 円まで	～5000万 円まで	～1億円 まで
手数料	5,000円	7,000円	11,000円	17,000円	23,000円	29,000円	43,000円